

○申請に必要な書類等

1 申請書

- (1)住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)営業所の所在地、電話番号
- (3)取り扱う一般廃棄物の種類
- (4)許可を受けようとする業務の内容（収集運搬又は処分の区分）
- (5)処分方法
- (6)事業の用に供する車両、機材等の種類及び数量
- (7)1日の処理能力
- (8)収集区域
- (9)事業開始予定年月日（継続申請にあつては当初許可年月日）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1)事業計画書（計画の概要、人員配置の状況、取扱料金表及び主な取引先一覧表）
- (2)住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書、定款又は寄附行為）
- (3)従業員名簿（法人にあつては、役員及び従業員、廃棄物収集及び運搬、処理関係の資格を有する者にあつてはその資格証等の写し）
- (4)履歴書（法人にあつては、業務経歴書及び役員（監査役を除く。）の履歴書）
- (5)誓約書（法第7条第5項第4号イからトまで及びリからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類）
- (6)印鑑証明書
- (7)処分業の場合には、重機に関する書類及び処分場に関する書類等
- (8)収集運搬に使用する車両の自動車検査証の写し（許可申請時に未購入の場合は購入契約を証する書類）
- (9)事務所、営業所及び一般廃棄物の運搬車両（以下「運搬車両」という。）の保管場所の配置図及び案内図並びに運搬車両の収容台数を明らかにする平面図
- (10)運搬車両、重機、運搬容器等の写真
- (11)運搬車両を他人が所有する場合は、所有者との契約書の写し
- (12)事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類（新規のみ）
- (13)申請者が法人である場合は、前年度の貸借対照表、損益計算書、市税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (14)申請者が個人である場合は、前年度の市税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (15)既に一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可（他市町村のものを含む。）を有している場合は、その許可証の写し
- (16)その他市長が必要と認める書類

3 前項に掲げる証明書類については、申請日以前4か月以内に発行されたものに限るものとする。

○許可の基準等

- (1)申請者（法人にあつては役員、使用人を含むいずれか1人。）が、法第7条及び第14条の規定による収集運搬業に従事し、1年以上の経験を有する者であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2)申請者が、銚子市内に住所を有する個人又は営業所を有する法人であること。
- (3)運搬車両の保有台数は2台以上とし、収集先をすべて市内に有すること。ただし、運搬車両の保有台数については、取り扱う廃棄物の種類若しくは収集先が特別限定される場合であつて、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (4)運搬車両の保管場所は、市内に保有するものとし、運搬車両のすべてについて保管し得ること。
- (5)運搬車両は、一般廃棄物の種類に適合した専用車両であること。
- (6)運搬車両は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は一般廃棄物から悪臭の発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- (7)処分業にあつては、一般廃棄物の中間処理施設から排出される一般廃棄物を適正に処理できる処分先を確保していること。
- (8)一般廃棄物の処理施設が、法第8条第1項の規定による処理施設であるときは、同条の規定により許可を得ていること。